19. 八時間労働（一週四十四時間）の確立、坑内・鉱山労働は六時間（一週三十六時間）
20. 標準生活賃銀制の實施
21. 団体契約権の獲得
22. 労働請負制度、徒弟制度其他一切の封建的労働制度の撤廃
23. 満十八才以下の幼年労働の禁止
24. 満十八才—二十才の青年労働者の六時間労働の確立
25. 青年及び婦人の夜業労働及び危険作業の禁止
26. 分娩前後八週間の休養及びその期間の賃銀全額支拂
27. 職業上の疾病及び障害に對する完全なる賠償
28. 失業中の標準生活費の支拂

〔四〕 社会

29. 間接税の撤廃
30. 無産者の保健、衛生、診療費の国庫負担
31. 無産者の幼児の施設、疾病者扶養の国庫負担
32. 労働者借家人住宅の資本家地主負担並に其の管理権の獲得
33. 無産者義務教育期間中の一切の費用の国庫負担
34. 労働者農民の管理に依る社会教育機関の国庫負担
35. 青年団及在郷軍人団に対する官僚的支配の撤廃

〔五〕 国際

36. 植民地の解放
37. 弱小民族に対する不平等條約その他帝国主義的暴圧の撤廃
38. 極東無産階級団結に對する一切の障碍の排撃
39. 無産階級の国際運動に対する一切の障碍の撤廃
40. 帝国主義戦争に對する反対（以上）

三、綱領大綱政策草案に對する修正案　長野県評議会

〔特別委員会の作成した綱領大綱草案は、その基礎的主張に於て無産階級的であり、大衆的であって、全く、来るべき無産者党の綱領にふさわしいものであるが、尚、次の諸項を追加補足することを要する〕

(A) 1の治安維持法、治安警察法其他とあるところへ「、工業動員法」と加へる事

（理由）日本に於ては帝国主義が従来の旧来の権力と結び付いて、各種の暴圧法令をもって無産階級に弾圧を加へてきたが、工業動員法は代表的な帝国主義的暴圧法として忘れてはならぬものであり、また、治安維持法等と並べて特に表して置くべきものである。

(B)